

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホームの評議員・理事及び監事（以下「役員」という）その他の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員報酬については、年間総額5,000,000円とし勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 報酬額の決定は、理事会で決議し評議員会の承認をえるものとする。

(報酬の支給基準)

第3条 常勤理事長の報酬は月額300,000円（手取額）とする。

2. 役員報酬は日額10,000円（手取額）とする。
3. 職員兼務理事、委員に報酬は支給しない。
4. 旅費については、「旅費規程」に定めるところにより実費支給する。
5. 期末手当他の付加給付はないものとする。

(その他)

第4条 評議員、評議員選任・解任委員の報酬については上記に準ずるものとする。

2. 総裁及び顧問の報酬については上記に準ずるものとする。

(附 則)

1. この規程は平成18年7月1日より実施する。
2. この規程は2018（平成30）年4月1日より実施する。